

建築設備士更新講習

(建築士法施行規則第 17 条の 18 第 1 項第 1 号口)

(1) 指定・登録基準

建築基準法施行規則

(建築設備士)

第 17 条の 18

4 第 1 項第一号口の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

- 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 建築技術教育普及センター

指定・登録時期 : 平成 13 年 4 月 1 日

法人の連絡先 : 東京都中央区京橋 2 - 1 4 - 1

指定・登録の理由 : 建築士法施行規則第 17 条の 18 第 4 項に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし